

第3回摂津市住宅マスタープラン改定有識者懇談会

議 事 要 旨

日時：令和6年5月28日（火）

午後3時30分～午後4時30分

場所：摂津市立コミュニティプラザ

2階 第4会議室

◆内容

1. 開会
2. 議事
 - （1）摂津市住宅マスタープランの構成について
 - （2）ご意見の反映箇所について
 - （3）パブリックコメントの意見と回答
 - （4）摂津市住宅マスタープラン概要版について
3. 閉会

●議事概要

1. 開会

- ・会長による挨拶
- ・傍聴人の承認（傍聴：0人）

2. 議事

◇以下、会長が議事要旨に基づき議事を進める。

- （1）摂津市住宅マスタープランの構成について
- （2）ご意見の反映箇所について
- （3）パブリックコメントの意見と回答
- （4）摂津市住宅マスタープラン概要版について
事務局から資料による説明を行う。

◇摂津市住宅マスタープラン（案）についての主な意見、質疑等は、以下のとおり。

委 員)	計画書 1-3 (4) に多文化共生についての記載があるので、他と同じような扱いとして、概要版にも背景・目的の 1 項目として触れられた方がいいのではないか。
事務局)	概要版への追加を検討する。
委 員)	パブコメの意見が 1 件というのは少ないのではないかな。 どのように公表されているのか。
事務局)	HP での公表と、公共施設への計画書案の設置である。 回答については、HP、紙持参、FAX 等とし、周知については HP と広報誌で行った。 HP 上ではトップページに掲載し、リンクを貼るなど工夫はしている。
委 員)	施策の中で住教育の推進が追加されていたと思うが、子どもたちを含めて市民に身近な環境に関心を持ってもらうということは取り組んでいくべきことだと思う。住教育の推進は、具体的には何をされるのか。
事務局)	要請があれば行うこととしている。住宅に関して個別に行っているわけではないが、教育委員会の生涯学習課では、出前講座を行っており、その中で「建築について」との項目がある。学校からの要請に合わせた授業を行う準備は整っている。
委 員)	そういったことを推進していただき、施策をひとつずつ進めていくことが大事だと思う。 自治体加入率について、あらためて見てみるとものすごく減っている。減って 43.4% となっていて、それを 50% に戻す施策というのはどうしたらいいのかというところで、私は一つのカギが防災だと思う。地元で防災に関する出前講座などをされたら関心を持って頂けるのではないかな。
事務局)	防災危機管理課という部署があり、積極的に地元の自治会に働きかけ、自主防災組織における地域のハザードマップやマイタイムラインの講習会実施などを年間 10 団体程度のペースで取り組んでいる。

委 員)	それが自治体に加入するインセンティブになればと思う。
委 員)	概要版の裏に、支援制度等の一覧を載せてはどうか。
事務局)	住宅の助成制度のパンフレットは別途作成している。 空家計画の概要版と両面印刷する予定としている。
委 員)	p.1-53 の目標指標で、マンション管理計画の認定数の目標が 10 年後に 1 件というのは、少ないのではないか。
事務局)	摂津市はマンション自体が少なく、大阪府でも数件しか認定されていない状況である。
委 員)	マンション管理計画がきちんとしているかどうかは住む人にとっても重要であり、付加価値をつける意味でも重要だと思う。
委 員)	市によってはそれを売りにしているところもある。今後 10 年あったら何棟か建つと思われる。
委 員)	古いマンションは、比較的管理組合も管理会社もしっかりしている。一番古いものは昭和 40 年代に建てられたものが 2 棟あるが、修繕計画を立てて修繕もやられている。
委 員)	小規模なもので家主さんの自主管理となっているところがある。 そのようなところが心配ではある。
委 員)	地域子育て支援拠点の数についても 10 年で 1 ヶ所しかないが、近年では新しいタイプのものが出てきているので、本当に子育て支援を頑張るのであれば、色々なところで複数整備されてもいいと思う。
事務局)	例えば健都の公園の中に、屋根をつけて雨でも遊べるような施設を作る計画をしている。
委 員)	新築住宅の規模が大きくなっていない。どういう方向に向かうかは、また考えていただければと思う。 p.1-53 の中間見直しというのではないのか。
事務局)	摂津市をどうしていくかという「行政経営戦略」が上位計画にあり、そこでは年度毎の進行状況によっての見直しや、3 年、5 年毎等の見直しを図っていくので、この計画でも連動して適宜見直しは図っていくことになる。

◇事務局より以下の点を説明

- ・ご指摘いただいた内容について修正作業を行い、住宅マスタープラン最終版を作成する。

3. 閉会

- ・会長挨拶
- ・部長挨拶
- ・事務局より閉会の辞
《午後 4 時 30 分閉会》

以 上